ご参考資料

2026年11月6日の基準価額の下落について

2026年11月6日

2026年11月6日、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の以下ファンドの基準価額が、前営業日比5%以上下落しましたので、お知らせいたします。

■ 基準価額が前営業日比5%以上下落したファンド

ファンド名	基準価額	前営業日比	前営業日比騰落率
シュローダー日本株式オープン	29,947円	-1,811円	-5.70%
シュローダーＤＣアクティブ日本株式	33,349円	-2,001円	-5.66%
シュローダー日本ファンド（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	34,527円	-2,116円	-5.77%
シュローダー日本ファンド	48,819円	-2,992円	-5.77%
シュローダー日本ファンド（野村ＳＭＡ向け）	48,946円	-2,994円	-5.76%
シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）	69,086円	-4,232円	-5.77%
シュローダー年金運用ファンド日本株式	34,348円	-2,071円	-5.69%

■　基準価額の主な下落要因

日本株式市場が大きく下落したことを受けて、基準価額も大幅に下落しました。米中間選挙における民主党の勝利を受けて、データセンター建設の遅れやAI関連規制の厳格化が意識されたことに加えて、AI投資の収益化を巡る懸念も重なり、米国株式市場においてAI・半導体関連株が急落しました。半導体・テクノロジー関連株比率の高い韓国や台湾の株式指数についても大きく下落するなど、グローバルに関連銘柄が売り込まれる流れが日本株に波及したことが、主な要因となりました。業種別ではすべての業種が下落する全面安となる中で、特に食料品や石油・石炭製品、不動産、非鉄金属などのセクターにおける下落幅が大きくなりました。

次ページの「本資料をご覧いただく上でのご留意事項」を必ずご覧ください。

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

Schroders

本資料をご覧いただく上でのご留意事項

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

投資信託にご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 購入時手数料： 上限3.85%（税込）

  投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に直接ご負担いただく費用です。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金手数料」等がかかる場合もあります。

- 信託財産留保額： 上限0.7%

  投資家が投資信託をご換金する際等に直接ご負担いただく費用です。

- 運用管理費用（信託報酬）： 上限年率2.20%（税込）

  投資家がその投資信託を保有する期間に応じて間接的にご負担いただく費用です。

- その他の費用・手数料： 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の費用の合計額については、投資家の皆様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に表示することができません。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認ください。

お申込みに際してのご注意等

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。上記に記載している費用料率等に関しては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち投資家の皆様にご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。**お申し込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。**本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。シュローダー/Schrodersとは、Schroders Limitedおよびシュローダー・グループに属する同社の子会社および関連会社等を意味します。本資料を弊社の許諾なく複製、転用、配布することを禁じます。